


	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>疾患・検査・予防策</b>			
発熱などの症状がある場合は、必ず電話連絡をしてから、かかりつけ医や医療機関の受診をお願いします。 かかりつけ医がない方は、24時間対応の東京都発熱相談センター(03-5320-4592)へご相談を。※下記7			
1	一般電話相談 (症状はないが心配な場合等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 予防に関することの相談</li> <li>■ 生活支援の案内</li> </ul>	八王子市総合コールセンター TEL 042-620-7253 FAX 042-620-7322 8時30分～17時(土日祝含む)
2		予防・検査・医療などの一般相談	東京都新型コロナコールセンター 0570-550571 9時～22時(土日祝含む) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語
3			厚生労働省電話相談窓口 0120-565653 ・日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語 9時～21時(土日祝含む) ・タイ語 9時～18時(土日祝含む) ・ベトナム語 10時～19時(土日祝日含む)
4	感染症電話相談 (症状がある場合、接触確認アプリで通知が来た場合等)	流行地域への渡航や居住、患者との接触歴がある場合	新型コロナ受診相談窓口 (八王子市健康部保健対策課内) 042-645-5195 8時30分～17時15分(平日のみ)
5		発熱等の症状がある方でかかりつけ医がない場合などの相談	東京都発熱相談センター 03-5320-4592(24時間土日祝含む) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語
6		接触確認アプリ(COCoA)で「陽性者との接触の可能性が確認された」と通知が来たときの相談	アプリ内で表示される東京都の発熱相談センターCOCoA専用ダイヤル
7	(東京都)医療機関案内サービス ひまわり	医療機関の所在地、電話番号、診療科目、診療曜日・時間などの案内	TEL:03-5272-0303 FAX:03-5285-8080 毎日24時間


	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>ワクチン関連</b>			
1	ワクチン関連の電話相談	ワクチンの接種に関する相談	八王子市新型コロナワクチン接種コールセンター 0120-383-183 9時~17時(土日祝含む) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語
2		ワクチン全般に関する相談	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 0120-761-770 9時~21時(土日祝含む) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語
3		ワクチン接種後の副反応に関する相談	東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター TEL:03-6258-5802 FAX:03-5388-1396 24時間(土日祝含む) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、ビルマ語(ミャンマー語)、タイ語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語
4		新型コロナワクチン詐欺に関する相談	国民生活センター新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン 0120-797-188 10時~16時(土日祝含む)

	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>給付金</b>			
1	(東京都)営業時間短縮に係る感染 拡大防止協力金  	<<飲食店等を対象>> 営業時間短縮及び休業の要請に全 面的に協力いただける都内の飲食 事業者等の店舗を対象に支給する 協力金  要請期間:令和3年6月21日~7 月11日 申請期間:令和3年8月18日~9 月17日 支給額 <中小企業等> 一店舗あたり52.5万円~420万 円 <大企業> 一店舗あたり上限420万円	東京都緊急事態措置等・感染拡大 防止協力金相談センター 03-5388-0567 9時~19時(土日祝含む)
	<<飲食店等を対象>> 営業時間短縮及び休業の要請に全 面的に協力いただける都内の飲食 事業者等の店舗を対象に支給する 協力金  要請期間:令和3年7月12日~8 月31日 申請期間:令和3年9月15日~10 月15日 支給額 <中小事業者> 一店舗あたり204万円~1,020万 円 <大企業> 一店舗あたり上限1,020万円(1 日の売上高減少額に基づき算出)		
	<<飲食店等を対象>> 営業時間短縮及び休業の要請に全 面的に協力いただける都内の飲食 事業者等の店舗を対象に支給する 協力金  要請期間:令和3年9月1日~9月 30日 申請期間:令和3年10月14日~ 11月15日 支給額 <中小事業者> 一店舗あたり120万円~600万円 <大企業> 一店舗あたり上限600万円(1日 の売上高減少額に基づき算出)		

	支援名等	支援内容	問合せ先
		<p>≪飲食店以外の中小企業等を対象≫ 休業の協力依頼等に全面的に協力いただける都内の中小企業、個人事業主等に支給する支援金</p> <p>要請期間:令和3年5月12日～5月31日 申請期間:令和3年8月2日～9月30日 支給額:1施設(1テナント店舗)あたり2万円/日</p>	
		<p>≪大規模施設を対象≫ 休業要請に全面的に協力いただいた都内の大規模施設及びテナント等に支給する協力金</p> <p>要請期間:令和3年5月12日～5月31日 申請期間:令和3年8月2日～9月30日 支給額 ＜休業要請を受けた大規模施設及びテナント店舗＞ ・大規模施設 休業面積1,000㎡あたり20万円/日 ・テナント店舗 休業面積100㎡あたり2万円/日 ＜営業時間短縮要請を受けた大規模施設に入居するテナント店舗＞ ・休業面積100㎡あたり2万円/日 ×営業時間短縮割合</p>	
		<p>≪大規模施設を対象≫ 営業時間短縮及び一部施設への土日休業の要請に全面的に協力いただける都内の大規模施設及び当該施設においてテナント契約等に基づき一般消費者向け事業を営む事業所(以下「テナント等」という。)を対象に支給する協力金</p> <p>要請期間:令和3年6月1日～6月20日 申請期間:令和3年9月15日～11月30日 支給額 ＜大規模施設＞ 休業面積1,000㎡あたり20万円/日×営業時間短縮割合 ＜テナント＞ 休業面積100㎡あたり2万円/日 ×営業時間短縮割合</p>	



	支援名等	支援内容	問合せ先
		<p>《大規模施設を対象》 営業時間短縮及び一部施設への土日休業の要請に全面的に協力いただける都内(檜原村、奥多摩町を除く)の大規模施設及び当該施設においてテナント契約等に基づき一般消費者向け事業を営む事業所(以下「テナント等」という。)を対象に支給する協力金</p> <p>要請期間:令和3年6月21日~7月11日 申請期間:令和3年9月15日~11月30日 支給額 ＜大規模施設＞ 休業面積1,000㎡あたり20万円/日×営業時間短縮割合 ＜テナント等＞ 休業面積100㎡あたり2万円/日×営業時間短縮割合</p>	
		<p>《大規模施設を対象》 営業時間短縮要請等に全面的に協力いただいた1,000㎡超の大規模施設及びテナント等に対して、事業規模及び営業時間短縮割合に応じて支給する協力金</p> <p>要請期間:令和3年7月12日~8月31日 申請期間:未定 支給額 ＜大規模施設＞ 休業面積1,000㎡あたり20万円/日×営業時間短縮割合 ＜テナント等＞ 休業面積100㎡あたり2万円/日×営業時間短縮割合</p>	
		<p>《大規模施設を対象》 営業時間短縮要請等に全面的に協力いただいた1,000㎡超の大規模施設及びテナント等に対して、事業規模及び営業時間短縮割合に応じて支給する協力金</p> <p>要請期間:令和3年9月1日~9月30日 申請期間:未定 支給額 ＜大規模施設＞ 休業面積1,000㎡あたり20万円/日×営業時間短縮割合 ＜テナント等＞ 休業面積100㎡あたり2万円/日×営業時間短縮割合</p>	

	支援名等	支援内容	問合せ先
2	(経済産業省)中小法人・個人事業主等への月次支援金 	2021年4月以降に実施された緊急事態措置、まん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等に月次支援金を支給します。 申請期間 4・5月分:6月16日～8月15日 6月分:7月1日～8月31日 7月分:8月1日～9月30日 支給額 中小法人など:月額20万円 個人事業主など:月額10万円	経済産業省 電話:0120-211-240 電話(IP電話等):03-6629-0479 8時30分～19時(土日祝含む)

	支援名等	支援内容	問合せ先
3	(東京都)中小企業者等月次支援給付金 	<p>2021年4月以降に発出された緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響により、売上が減少した都内の中小企業等を対象に、国の月次支援金に対して支給金額を加算するとともに、国制度の対象要件を緩和し、支給対象を拡大して、東京都中小企業等月次支援給付金を支給します。</p> <p>&lt;4・5・6月分&gt;            申請期間:7月1日~10月31日            支給額(上限月額)            &lt;4・5・6月の月間売上額減少率50%以上&gt;            中小企業等(酒類販売事業者):20万円            中小企業者(その他の事業者):5万円            個人事業者等(酒類販売事業者):10万円            個人事業者等(その他の事業者):2万5千円            &lt;4・5・6月の月間売上額減少率30%以上50%未満&gt;            中小企業者(業種問わず):10万円            個人事業者等(業種問わず):5万円</p> <p>&lt;7・8月分&gt;            申請期間:9月1日~1月14日            支給額(上限月額)            (酒類販売業者)            売上額減少率90%以上            中小企業等:60万円            個人事業者等:30万円            売上額減少率70%以上90%未満            中小企業等:40万円            個人事業者等:20万円            売上額減少率50%以上70%未満            中小企業等:20万円            個人事業者等:10万円            売上額減少率30%以上50%未満が2か月継続            中小企業等:20万円            個人事業者等:10万円            売上額減少率15%以上30%未満が2か月継続            中小企業等:10万円            個人事業者等:5万円            (その他の事業者)            売上額減少率50%以上            中小企業等:10万円            個人事業者等:5万円            売上額減少率30%以上50%未満が2か月継続            中小企業等:15万円            個人事業者等:7万5千円            (業種問わず)            売上額減少率30%以上50%未満            中小企業等:10万円            個人事業者等:5万円</p>	東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター 03-6740-5984 9時~19時(土日祝含む)

	支援名等	支援内容	問合せ先
4	(厚生労働省)国民健康保険傷病手当金 	新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより、労務に服することができなくなった国民健康保険の被保険者(給与収入のある方)を対象に傷病手当金を支給します。 申請には、事前の相談が必要となるため、保険年金課給付担当までお問い合わせください。  支援期間:令和3年6月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間。 ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで。	八王子市医療保険部保険年金課給付担当 042-620-7235 8時30分~17時15分(平日のみ)
5	(厚生労働省)住居確保給付金 	休業や失業などで収入が減り、家賃が支払えない人に求職活動を行うことを要件として、原則3か月間家賃(上限あり)を支給する制度(収入・資産要件あり)  申請期間:令和3年9月30日まで	八王子市福祉部生活自立支援課自立担当 042-620-7490 9時~16時(平日のみ)  厚生労働省住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572 9時~17時(平日のみ)
6	(厚生労働省)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対し支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 8時30分~20時(平日) 8時30分~17時15分(土日祝)
7	八王子市乳児家庭支援金給付事業 	新型コロナウイルス感染症の影響で、不安を抱えながらも出産を経て、子育てを行っているご家庭を支援するために給付  対象:次のすべての要件を満たすお子さんを養育するご家庭 ・令和2年6月1日~12月31日までに生まれた ・出生日から令和3年6月1日まで継続して八王子市に住民登録がある 申請者:令和3年6月1日時点で本市に住民登録があり、対象となるお子さんの養育者 給付内容:対象の子ども1人あたり10万円分のプリペイドカード 申請期限:令和3年12月31日	八王子市医療保険部 大横保健福祉センター 電話:042-625-9128 FAX:042-627-5887 東浅川保健福祉センター 電話:042-667-1331 FAX:042-667-7829 南大沢保健福祉センター 電話:042-679-2205 FAX:042-679-2214 8時30分~17時(平日のみ)  (東浅川保健福祉センターは、毎月第2月曜日が休館)



支援名等		支援内容	問合せ先
8	東京都出産応援事業 	<p>コロナ禍で子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、10万円分の育児用品や子育て支援サービス等を提供</p> <p>対象:いずれかに該当する世帯 ・令和3年1月1日～3月31日までの間に出生し、出生日時時点で、出生したお子さんを含む住民票が都内にあり、かつ、令和3年4月1日に八王子市に住民票がある世帯 ・令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に出生し、出生日時時点で、出生したお子さんを含む住民票が八王子市にある世帯</p>	<p>【事業内容やご利用方法について】 東京都出産応援事業コールセンター 0120-922-283 9時～18時(年末年始を除く)</p> <p>【ギフトカードの送付について】 八王子市医療保険部 大横保健福祉センター 電話:042-625-9128 FAX:042-627-5887 東浅川保健福祉センター 電話:042-667-1331 FAX:042-667-7829 南大沢保健福祉センター 電話:042-679-2205 FAX:042-679-2214 8時30分～17時(平日のみ)</p>
9	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 	<p>社会福祉協議会による総合支援資金の再貸付が利用できなくなり、求職中または生活保護申請中の世帯への支援金(最大3か月) ※生活保護受給中の方を除く</p> <p>申請期間:令和3年7月1日～11月30日</p>	<p>八王子市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター TEL:042-620-7283 FAX:042-627-5956 8時30分～17時15分(平日のみ)</p>
<b>貸付</b>			
1	緊急小口資金(特例貸付)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付</p> <p>貸付額20万円以内(一括交付)</p>	<p>八王子市社会福祉協議会 042-620-7496 9時～17時(平日のみ)</p> <p>〈内容についての問い合わせ〉 厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 9時～21時(土日祝含む)</p>
2	総合支援資金(特例貸付)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯への貸付</p> <p>二人以上世帯:月額20万円以内 単身世帯:月額15万円以内</p>	<p>八王子市社会福祉協議会 042-620-7496 9時～17時(平日のみ)</p> <p>〈内容についての問い合わせ〉 厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999 9時～21時(土日祝含む)</p>

	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>支払・猶予</b>			
1	市税における猶予	新型コロナウイルス感染症に罹患された場合や、新型コロナウイルス感染症に関連し事業に著しい損失を受けた場合など納税を猶予	八王子市財政部収納課 042-620-7224 8時30分～17時15分(平日) 8時30分～17時(日曜)
2	国民年金保険料の免除・納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がったことで、国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料の免除・納付猶予制度及び学生納付特例制度の臨時特例手続きをご利用ください。	八王子市医療保険部 保険年金課国民年金担当 042-620-7238 8時30分～17時15分(平日のみ)
3	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などに、介護保険料が減免になることがあります。詳細は担当へお問い合わせください。	八王子市福祉部介護保険課保険料担当 042-620-7415 8時30分～17時15分(平日のみ)
4	公共下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの感染症の影響により、一時的に下水道使用料の支払いに困難を来している下水道使用者を対象として、支払いを猶予(申し出のあった日から最長4か月支払いを猶予)	東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101 又は、042-548-5110 8時30分～20時(日祝を除く)
5	浄化槽使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの感染症の影響により、一時的に浄化槽使用料の支払いに困難を来している浄化槽使用者を対象として、支払いを猶予(申し出のあった日から最長4か月支払いを猶予)	八王子市水循環部下水道課 042-620-7290 8時30分～17時15分(平日のみ)
6	市営住宅家賃(使用料)の支払猶予又は減免	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い入居者の収入が減少した場合に、家賃(使用料)の支払を猶予又は減免する。	八王子市まちなみ整備部住宅政策課 042-620-7385 8時30分～17時15分(平日のみ)
7	(東京都住宅供給公社)公社賃貸住宅等の家賃等の支払いに関する特別措置	一時的に家賃等のお支払いが困難になった場合に家賃等の支払期限を延長	JKK東京お客さまセンター 0570-03-0031 9時～18時(平日のみ)

	支援名等	支援内容	問合せ先
8	道路占用料の納付猶予	新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響により、道路等に係る占用料の納付が一時的に困難となった方について、占用料の納付の猶予(最長4か月)	八王子市道路交通部管理課 道路管理担当 042-620-7274 8時30分~17時15分(平日のみ)
9	水道料金		東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101 又は、042-548-5110 8時30分~20時(日祝を除く)
10	電気料金		東京電力エナジーパートナー ■電力自由化前の料金プラン利用者 0120-993-052 9時~17時(日祝を除く) ■自由化後の新しい料金プラン利用者 0120-995-113 9時~17時(日祝を除く)
11	ガス料金		東京ガスお客様センター 0570-002211 03-3344-9100(IP電話、海外からの場合) ■月~土 9時~19時 ■日祝 9時~17時

	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>生活支援相談</b>			
1	消費生活相談	商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談	八王子市市民部消費生活センター 042-631-5455 9時～16時30分(日祝、年末年始を除く)
2	こころの健康相談	保健師によるこころの健康相談(毎日が不安で夜も眠れない等)	八王子市健康部保健対策課 042-645-5196 9時～16時30分(平日のみ)
3	生活困窮者相談	生活が困窮している方に対する相談支援(就労相談や家計相談)	八王子市福祉部生活自立支援課 自立担当 042-620-7462 8時30分～17時15分(平日のみ)
4	生活保護相談	生活保護申請に関する相談窓口	八王子市福祉部生活自立支援課 相談担当 042-620-7443 8時30分～17時15分(平日のみ)
5	ひとり親家庭のための相談	ひとり親家庭の相談全般	八王子市子ども家庭部子育て支援課 母子・父子自立支援担当 042-620-7362 8時30分～17時(平日のみ)

	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>中小事業者支援・相談</b> ※それぞれの詳細やリンク先については、市ホームページにも掲載 ▶ <a href="#">▶市ホームページ(内部リンク)</a>			
1	セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している中小企業者への資金繰り支援措置	八王子市産業振興部産業政策課 042-620-7252 9時～17時(平日のみ)
2	(東京都)新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口	中小企業者等の経営や資金繰りに関する支援のための特別相談窓口	東京都中小企業者等特別相談窓口 ■ 資金繰りに関する相談 03-5320-4877 9時～17時(平日のみ) ■ 経営に関する相談 03-3251-7881 9時～17時(平日のみ)
3	(経済産業省)新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援相談窓口	新型コロナウイルス流行の影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口	日本政策金融公庫 八王子支店 国民生活事業 042-646-7711  商工中金 八王子支店 042-646-3131
4	八王子商工会議所	市内の中小事業者であれば、どなたでも経営等事業に関する相談が可能	八王子商工会議所 042-623-6311 9時～5時30分(平日のみ)
5	日本貿易振興機構(ジェトロ)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口	日本貿易振興機構(ジェトロ) 03-3582-5651 9時～12時/13時～17時(平日のみ)
6	(観光庁)新型コロナウイルスに関する特別相談窓口	新型コロナウイルスの影響を受ける、またはその恐れがある宿泊事業者向け特別相談窓口	国土交通省観光庁 関東運輸局観光部観光企画課 TEL:045-211-1255 FAX:045-211-7270
7	(厚生労働省)雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整(休業)を実施する事業主向け相談窓口。	厚生労働省コールセンター 0120-60-3999 9時～21時(土日祝含む)  ハローワーク八王子 042-648-8609 8時30分～17時15分(平日のみ)

	支援名等	支援内容	問合せ先
8	(日本政策金融公庫)融資・返済等に関する相談	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者からの融資や返済に関する相談窓口	事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 9時~17時(平日のみ) ※ 創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時~19時まで
9	(東京信用保証協会)経営相談	中小企業者からの新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	東京信用保証協会(八王子支店) 042-646-2511 9時~18時(平日のみ)
10	(中小企業庁)小規模事業者持続化補助金	小規模事業者による販路開拓等の取組にかかる経費を対象とする補助金	日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 03-6747-4602 9時30分から12時、13時から17時30分まで(土日祝日、年末年始を除く)
<b>個人事業・労働者相談</b>			
1	(東京都)フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口	フリーランスを含む個人事業主の方を対象とした資金繰り及び経営に関する特別相談窓口	東京都産業労働局金融部金融課 ■ 資金繰りに関する相談 03-5320-4877 9時~17時(平日のみ) ■ 経営に関する相談 03-3251-7881 9時~16時30分(平日のみ)
2	(東京労働局)総合労働相談コーナー	労働基準法に関すること	八王子労働基準監督署 042-680-8081 9時~17時(平日のみ)
3	(東京都)新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル	休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメントなどについての相談の専用ダイヤル	東京都ろうどう110番 0570-00-6110 ※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。 ■ 月~金 9時~20時 ■ 土 9時~17時

	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>テレワーク</b>			
1	(東京都)東京テレワーク推進センター	テレワーク導入の相談	東京テレワーク推進センター 03-3868-0708 9時~17時(平日のみ)
<b>学校</b>			
1	学校に関すること	教育活動に関すること	八王子市学校教育部教育指導課 042-620-7412 8時30分~17時15分(平日のみ)
2	学校給食に関すること	学校給食食材納入業者相談窓口 (学校給食停止期間中の売り上げの落ち込み相談)	八王子市学校教育部学校給食課 042-620-7331 8時30分~17時15分(平日のみ)
<b>保育園・学童</b>			
1	保育園に関すること	新型コロナウイルス感染症対策としての保育施設入所時の育児休業の取り扱い	八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 042-620-7369 8時30分~17時15分(平日のみ)
2	学童保育所に関すること	新型コロナウイルス感染症対策としての学童保育所入所時の育児休業の取り扱い	八王子市子ども家庭部青少年若者課 042-620-7246 8時30分~17時15分(平日のみ)

	支援名等	支援内容	問合せ先
<b>外国人支援・相談</b>			
1	外国人向けの新型コロナに関する生活相談	新型コロナウイルス感染症に伴う不安や生活の影響について、外国人からの多様な相談に対応	東京都多言語相談ナビ 03-6258-1227 10時～16時(平日のみ) 【対応言語】やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語 など
2	技能実習生等に対する雇用維持支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定産業分野における再就職を支援</li> <li>■ 在留資格「特定活動(就労可)(最大1年)」を付与し、外国人に対する日本での雇用維持を支援</li> </ul>	外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904(IP電話やPHSからは03-5796-7112) 8時30分～17時15分(平日のみ) 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語
<b>布製マスクの配布</b>			
1	(厚生労働省)布製マスクの配布について	国により、令和2年4月から順次、全戸に配布した布製マスクに関すること	厚生労働省 布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 0120-829-178 9時～18時(土曜日・日曜日、祝日を含む)
<b>その他</b>			
1	(内閣府)DVの相談	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから、緊急的に実施	DV相談+(プラス) 0120-279-889 24時間対応 対応言語:日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語